

アダム・スマスの體系なき體系

スマスやヒュームの交友で、併し彼等新人に對しては餘り好意を有つて居らなかつたカーライル博士 (Alexander Carlyle) は其自叙傳の中でスマスの人柄、特に社交の人としてのスマスを次の如く描き出して居る。『スマスは坐談の技倆に於ては遙にヒュームに勝つて居る、演説は兩人共似たり寄つたりの下手で、ヒュームは恐らく演説をやつたことはあるまい、スマスの演説も自分は只一度或學會の發會式で其會のプログラムを述べたのを聞いた丈であるが其聲は荒々しい耳障りのするもので、口調は重く吃るに近かつた。彼の會話は坐談といふよりは寧ろ講演に近く、講義は中々に上手で特に熟して來ると旨かつたと聞いて居る。社交の席に於けるスマスは自分の知つて居る最もうつかりした人で、唇を動かし乍ら獨り語をひ乍らニヤ／＼微笑し乍らほんやりして他人の話を聞いて居るが、若し誰かゞ氣紛れに彼に水を向けて會話の仲間に引き込むとサ一事だ、彼は直に講義を始める、其話題に就て彼の知つて居る總ての事柄を哲學的に巧に順序立てゝ話し終る迄は他人に口を開かしめぬ。又スマスは他人の性格に就ては殆んど理解のない人であるが併し聞かれると直に之を描き出すに躊躇しない、其場合に誰かゞ傍から口を出して其所説に反対したり若くは之に疑を挿むだりすると彼は何等のこだわり無くそ

れ迄の描寫を取消し、更に全く反対な性格を描き出す』『ヒュームも同様に他人の性格に就ては全然識別力を有つて居らぬ』といふて居る (J. McCosh: *The Scottish Philosophy*, p. 166 所引)

此カーライル博士は正統派の坊さんで保守的傾向著しく、ヒュームやスミス等の啓蒙的な所謂新人とは反りが合はない、何かに付けて此等の人々に當り散らす風の見える人であるから、其スミスに對する批評、別しては本來主觀的性質を有する自叙傳に記して居る詞は多少の割引を以て聞かねはならぬ事は勿論であるが、此スミスに他人の性格描寫に於て動もすれば一面的であり正鵠を失する傾向があつた事は彼の他の著しい性癖即往々にして放心的であつた事と相並で當時の人々の皆一樣に認めて居つた所と見えて、スミスの親友であり又崇拜者であつたスチュワート (Dugald Stewart) も其有名な「スミス評傳」の末文に於て此事實を認め。出来る丈之を心理的に説明し辯護せむと試みて居る。曰く『スミスが餘り懇意でない人の性格に就て時々見當違ひの考を懷いた事は否む可からざる事實であるが………是は彼の常に考へて居る事が人事界の概括的洞察であつて、世間の月並な人々の性格といふ様な些さい事は之に思を潜むる暇もなく又專心研究して見ようといふ氣にもならなかつたのであらう。さうした關係からスミスは吾々人間の智力の範圍や情緒の働き等に就ては人並なら精緻な研究をなし其著述の中では人心の奥に突入し人情の機微に觸れて心行く許りの議論を立て得たに係らず、時には事實他人の性格を見誤る事もあつたのであらう。同様に友人同志の會合に於ける雑談の間に、不用意に其場限りに或書の批評をなし乃至は哲學の或問題に就て説き出す彼の意見が往々其正鵠を失して平日の優れた理解力、筋の通つた學說

に不似合な事があるのもいはゞ偶然の出来事に支配せられた結果で所謂時の拍子(humour of the moment)から来るものであるから、たまにしかスミスに遇はぬ人々が偶然聞いた其時の意見を彼の考として傳へる段になると世間は動もすれば彼を誤解し幾多の矛盾せる思想を共にスミスの意見と考へる様になる。併し此場合に於ても彼の意見には何處かに眞理がある、何れかの方面に卓見がある。若し同一問題に就て色々の場合にスミスがいひ出した互に予盾せる意見を集めて之を併せ考へて見る、甲説を以て乙説をモデファイする、前者を後者の特別の場合と見るといふ様に取扱つて行けば此等の異説も纏まつたものになつて少くも其問題に對し各方面を盡した正當な解決を與ふる材料になる。彼の著述はそれが熟慮の結果出來たものであるから矛盾した思想、異なる意見が巧に鹽梅せられて模質す可き調和を得て居るのであるが、友人同志の雑談の間では彼は此努力をなす慾望を感じず、其時の調子で思ひ付いた一方面から其事物を大膽にスケッチするを以て満足する。彼が其永い間の交際から善く識り抜いて居ねばならぬと思はれる人々の性格を描き出す場合に於てすら此傾向が現はれて来る、其描は寫如何にも突き込むだ生きくしたるもので或方面から見れば眞に迫る所があるが、多くの場合に於て其人物のあらゆる方面が表はれて居ぬ、又其各方面的には適當な調和が得られて居ぬ。要するに此缺點は彼の其時其時の判断が餘りに系統的であり餘りに極端に走り十分熟慮の用意を缺く所から起るものであらう』と說じて、スミスの所謂放心者である性癖と他人の性格を見誤る傾向とを相關聯せしめ心理學者の所謂 Dissociabilität の強い事で説明せむと試みて居る。

斯の如くスミスに同情ある友人からも又多小悪感を有つた知人からも同一の性癖が報告せられて居るのであるから吾々は之を疑ふ可からざる事實と見る事が出来る。今此事實を土臺としてスミスの考へ方を觀察すれば凡そ次の如くいひ得るであらう。

スミスは或具體的事物、例へば特定個人の性格を判断するに當て其個人のあらゆる行爲を其個人の本質性格に引き掛けて考へて見て、いはゞ直觀的に先づ其個人の本質を捕へ、其捕捉せられた本質から其個々の行動を導き出して之を理解するといふ方法を取て居らぬ、寧ろ其個人の個々の行爲を其行爲の主體たる個人から引離して之を個々獨立せる行爲と見る、別々の顯象と觀する。斯くて其主體から引離された個々の行爲を一つの見地から一面的に觀察して其方面丈の體系を作る、一面的の性格を描き出す、併し彼にはそれが一面的の見解であるといふ意識があるからそれ丈では満足しない、更に他の見地を撰で同一材料を今度は其方面からのみ觀察して他の體系を作る、更に他の方々から觀察する、斯くして得たる多方面の見解を綜合し其間の矛盾を調和して初めて其個人の性格を捕捉するといふ考へ方をする。觀察が内から外に向ふにあらずして外から内に向て進む。從て熟慮を重ねた著述に於ては其各方面的觀察が適當に鹽梅せられ調和を得て居るが一時的な雜談等には只其一面的な觀察のみが表はれる、從てカーライルが見た如くに誰か側から之に反対すると何等の遠慮なしに其時迄の立場を捨て全く違つた見地から又前と同様に一面的に話を進める、いふ事に矛盾を生ずる、捕へ處がないといふことになつて、此種の考へ方に理解のないカーライル等をしてスミスは他人の性格に就て全然識別力を有たぬと判断する

に至らしめたのであらう。

以上吾々がスマスと同時代の人々のいふ所を土臺として推定したスマスの特色ある考へ方を根本的に基礎づけ立場は早くより英國に發展した個別主義若くは名目論(Nominalismus)のそれである。此立場を探る人々にとっては個々の物、個々の個人丈が實在するもの從て價値を有するもので、此等獨立個體を包含すると考へられた宇宙、人類、社會といふが如きは畢竟一の概念であり名目であるに止つて、全體それ自身としては獨立した實在をして居らぬ個々の物の集合たるに過ぎぬ。斯の如く各個の個體か獨立して實在するものと觀ぜられ、全體先づ存して個體は其表現に過ぎぬとは考へられぬのであるから各個體の間に內的關係か成立しない、少く共同しく獨立個體の一なる吾々には其內的關係が捕捉せられぬ。只吾々は吾々の生活を増進する方法手段として各個の獨立個體を外部より觀察し抽象(Abstractation)に依て概念を作り、概念と概念との間に規則的關係を求める、斯くして得た概念の結合それが吾々の智識である。從て吾々の智識學問の體系なるものは只吾々の生活を進むる便宜上個體と個體との外的關係を定めたもので、しかもそれか抽象の方法によるものであるから、其得られた智識が一面的で個體の本質まで深入りすることの不可能なるは初めからの約束であり、智識學問は生活の道具であつて吾々の生活を支配する丈の權威を有せぬものである。個人の集合たる社會に就ていへば、吾々が社會生活をなす爲に守らねばならぬ社會の規範も社會それ自身が獨立しては存在せぬのであるから之を社會の本質から導き出す事は初めから出來ない相談で、結局個人間の外的關係の秩序(Regelmässigkeit)と考ふ可きであり、從て此社會規

範を支持する力は社會にあらずして個人にある。況んや個々の個人は各其欲する所を異にし求むる所を異にし、從て眞とする所も多少異なるものと見ねはならぬものであるから、其生活の要具として抽象の方法により作られた原理原則なるものも極めて大ざつばなもので直に吾々の行爲を拘束する權威を有し得ない、價值判断の主體は何處までも自己丈であつて學問に依て得た原理原則は其判断の参考たるに止る。

スミスは果して如上の個別主義、名目論的立場を取れるや否や、彼の認識論に關する述作を有せざる吾々は之を直接に確定する事が出來ぬ。試み得る事は（一）所謂「アダム・スミス問題」として永く學者を苦しめた道德感情論と國富論との關係もスミスが此個別主義を取つたと前提すれば比較的容易に解決し得るのではないかといふ事と、（二）スミス當時の英國啓蒙時代の一般思潮が此名目論的傾向を示して居るが爲に、假りにスミスは意識して此立場に在らざりしとするもスミスの所論を聞いた當時の英國人は之を名目論の立場から理解した、從てスミスの英國國民史に於ける地位は彼自身の個人的立場如何に係らず此個別主義の見地から判定す可きであるといふ事との二ヶ條である。何れも間接射撃ではあるが、生活増進の目的を以て歴史を修めむとする吾々に取ては此二ヶ條の論定が出來得ればそれで十分なので、別にスミスを九泉の下から起して來て吾々の所説に首領せしむる必要はない。

一般に知らるゝ如くスミスの國富論は獨立した經濟學の體系にあらずして倫理學法制學と相伴で社會哲學ともいふ可き偉大なる體系の一分科をなすものである。此體系に於ける彼の研究の出立點は吾々個人が社會の一員と

して行動するに當り如何なる規範に従ふ可き乎といふ問題であるが、此問題を解くに當り、前に述べる先づ物の本體を觀得してそれから個々の顯象を導き出す事が不得手な彼の傾向から、彼は各個人が相集て各種の行為をなし居る其全體を例へば國民とか社會とかいふ本體と見て各個人は其國民の表はれであり、從て社會規範は國民なる實體の本質から導き得可き客觀的規範と見る事が出來なかつた。何處迄も個別主義の立場で、實在するものは個々の個人、社會は其集合に過ぎぬと見る。從て社會の規範なるものも個々の個人が活動する事に依つて發生する社會關係の間に認めらるゝ秩序（Regelmässigkeit, Gesetzmässigkeit）たるに止つて社會の本質から割り出さる可き性質のものでない。高々個人の本質から導き出し得るものであらうが、其個人の本質なるものもスミスは自己の内省から理智の力では明白に捕捉し得ないもの、僅に不合理的な同感（Sympathy）近世心理學の所謂感情移入（Einfühlung）の方法に因り、はゞ直觀的に理窟抜きに感得し得らるゝもので、他人の心持ちは到底其儘には知り得ざるもの、否各個人の價值ありとし從て眞とするものは多少共違ふものと見ねばならぬと自覺して居るのであるから、彼の個人の本質に對する研究の態度も亦實在と見られた個人の本質を其儘直接に捕へて是から社會規範を導き出さむとするにあらずして、はゞ各個人の各個の行為を其行為の主體たる個人から引離して是を個々の獨立した顯象と見、それ等個々の行為を各種の方面から觀察することに依て各種の體系を作らむとする。彼が人性（Human Nature）と見た仁恵（Benevolence）正義（Justice）自愛（Self-love）等は皆此一面的觀察をなし一面的體系を作ら爲に取つた立場をいひ表はしたもので此等の人性の何れか一を以て個人の本質と

見るのでもなければ、從て其何か一から他を導き出し得ると信ずるものでもない、互に相並立する平面であつて、丁度物理學に於て物質、勢力等の諸概念が相並立するに相當するものである。

斯の如き立場から彼の社會哲學の中に今日の詞でいふ社會倫理學、法制學、經濟學が分立し、其社會哲學全體が個人と神との關係を説く神學若くは個人倫理學と相對立する。

自分の見る所ではスミスの道徳感情論は所謂社會倫理を説いたもので、吾々個人が赤裸々の個人其ものとして神に對する時如何なる態度を取る可き乎の問題は暫らく之を措き、吾々の生活の一方面たる社會生活に於て吾々が現に如何なる規範に從て倫理判断をならしつゝありやといふ社會顯象の研究であつて所謂公平なる第三者の判断が如何にして作り上げらるゝかを説いたものである。第一章の Merit and Demerit 第四章の Utility 第五章の Custom and Fashion 何れも皆個々の見地から「公平なる第三者的判断」強ていへば其社會の倫理判断に於ける常識 (Common Sense) が成立する諸要素を別々に觀察したもので、此等の諸要素を結び付ける爲に第一章に Sympathy を説き、不合理的な、吾々の理知の力では明白に分解し得ざる、從て確實には捕捉し得ざる吾々個人の心理作用を認めて來て、此「同感」の力に依て別々の平面に於て合理的に併し一面的に觀察せられた諸要素を結び付けるにした。此點がスミスの倫理學の特徵であつて社會倫理と個人倫理とを結合する企に於て一步を進めたものといひ得る。蓋スミス時代迄の倫理學には二つの流が相對立して居つた。一方には個別主義の社會倫理、即人類若くは社會の實體は之を認めることが出來ない處から各個人の個々の倫理判断並に行爲を外部か

ら観察し、類別し分解して一の系統を作る、吾々が或具體的事件に遭遇して倫理判断をなさむとする時は此學問に依て得た倫理體系を参考として不可分の自己の力で決定する、判断する個人が學問の外に立ちて之を利用するといふ社會顯象學としての倫理學があると同時に、他方には人類全體の本質從て個人の本體、所謂人性なるものより倫理的規範を導き出し、斯くして定められたる規範には何人も又如何なる場合にも服従せねばならずとなし、倫理判断をなす個人が學問の中に包擁せらるゝ底の絶對倫理學があり互に相對立して居つたのに、スミスは其第一の流に立脚し乍ら猶其個々の平面にある要素を統一する職能を有する不可分の個人を「同感」の學說に依て倫理學の中に取入れ、學問を實際生活に近き處まで進めて來て、是により社會倫理學と個人倫理學とを結び付け、進では倫理學と神學とを結び付くる可能性を作つたのであるが、其連結點になつて居る Sympathy なるものが不合理的のもの、不可分のもの、的確には捕捉し得ざるものであるが爲に、此等の學問が單に結び付けられて居るといふ丈に止つて、神學即個人倫理學と社會倫理學とが合併した一大系統が組上げられる迄には進で居らぬ。僅に道德感情論第三章に Duty を論ずるに當て、自己の行爲に對する倫理判断は單に他人の行爲に對する判断の反映たるに止らず神に對する責任が含まれて居るとなし兩學體系の連絡を取るに止つて居る。蓋スミスの見たる個人が不可分な全體としてのみ價値ある人格である丈に神も亦生きた人格者で、其世界支配の意圖の内容の如きも理智的には了解し得ない、僅に各個人が不可分の人格者として其全力を盡して行動する時、其結果が神の「見えざる手」に依て導かれ神の意圖に合する様になる、神に依て豫定された社會の目的か個人の理智を超えた誠

意ある行動に依て實現せられると考へたのであらう。

要するにスミスの倫理學は社會倫理學で其各方面を統一する方法として「同感」を入れて來た所に新味が存するが、それが不合理的のもので只直接に體驗するを得るものであるから在來學問の外に立つた個人が其内に引き入れられても猶完全には其圈内に入り切らない。此不合理的な「同感」「個人」を出来る丈合理化せむとする所にスミスの倫理學の盡力が存するので、丁度其國富論に於て不合理的な自愛（Self-love）を經濟行動の動力と認めた上で出来る丈之を合理化し、總ての個人が計算を基礎として行動する時に發生する經濟顯象の間に行はるゝ法則を作り上げむと試みた盡力と相對應するものと見る事が出来る。

斯くして倫理學を作つた後スミスは更に他の見地から其法制學と經濟學とを組立てて、即現在の社會生活に於て吾々の行爲が單に倫理的規範に依て拘束を受くるのみならず又法律的規範に依て強制せらるゝ事實から此方面的研究として法理學體系が組立てられる。併し此場合に於てもスミスは其個別主義の立場から各個人を包含する國家の實體を認める事が出來ず、僅に主權者（Sovereign）なる各個人と相對する王者若くは王位を以て權力の主體と認め、國家生活は此個體たる主權者と臣民各個人との關係に外ならずとなすを以て、此等各個體間の關係を定むる法律關係の體系を作る事は可能であり、又主權者の仕事として國防司法の一職能は明白に主義の上から之を認める事が出来るが、國家の第三の職能と考へた所謂公衆の爲に利益であつてしかも個人が進で之を企てぬ仕事は國家之をなす可しといふ主張と國と國との關係を定むる國際法の問題とが旨くスミスの法理學體系の中に納

まらない。蓋スミスの個人的意識の中には英國民といふ團體意識が可なり強く働いて居る、單に英國法律の行はる所そこに英國人ありといふ法律的團體意識では満足しない、其以外に國家若くは國民の文化的職分 (Kulturturnission) を認めて居り又同時に國と國との國際關係が道德的に支配せらる可きであるといふ理想は強いのであるが、其個別主義的立場が妨げをなして此等の意識を學問の體系の中に取入れる事が困難になる、從て其說く所が徹底しない。スミス自身の意識の中には立派に國民全體の文化價値が認められて居るが、學問體系に於ては國民は個人の集合であつて獨立した本體でない僅に個人たる主權者に依て具體化せられて居る、主權者が個人であつて各臣民と對立するものである以上、之も亦他の臣民と同様に盲目的に自己の利益を主張し僅に神の攝理に依て事なきを得るのであるから之に國利民福を謀る天職を認むる譯には行かぬ。況んやスミスは主權者並に其周圍にある役人に對しては極端に不信用を懷き其干涉を排して臣民各個の自由を主張するのであるから、假令國民全體の天職を意識しても之が實行を托す可き機關を考へることが出來ない。是れ彼が國富論第五卷に於て國家の第三職能を認め乍ら其所論の内容に於て殆んど之を否認するに至つた所以であらう。又彼は國際關係が主權者と主權者との交渉にあらずして國民全體が他の國民全體と相接觸するのであつて其間には道義の精神が支配せねばならぬと自覺したらしいのであるが、學問上の立場として個別主義を探る彼は率直に其所信を學問體系の中に編入れることが出來ぬ。此關係から國際法の問題は常に彼の法理學體系の邪魔物となつて、彼がグロチウス (Grotius) の國際法論を尊重し其研究に熱中したに係らず其仕事が未完成に終り、從て彼の法理學が完書として吾々

に傳へられぬ事となり。僅に其道德感情論に於て國際道義の主體を臣民各個人の意識に分解し各臣民の愛國心を高調すると同時に他國人に對する博愛を説くに止つたものであらう。同様に彼の法理學の基礎概念たる正義（Justice）も其内容に於ては要するに各個人他を侵害する事なくして自己を守れといふ羅馬法以來の私法の精神に止り、各個人以上の團體の天職、各個人が自己の利益を犠牲としても共同に盡力せねばならぬ價値が認められて居らぬ。國富論第五卷の所論によれば司法官が裁判をなすは所謂仲裁主義によるもので、本來各個人は自力を以て自己の權利を防禦する可きであるがそれでは各個人の不利となるから勢力のある主權者が仲裁的に裁判する。此場合に主權者が政治上の計算から裁判を左右することは或は之に依て國民全體の利益になるかも知れぬが、それでは個人の權利が侵害せられ裁判の目的が達せられぬ様になるから裁判官は政治から獨立せねばならぬといふて居る。何處迄も個別主義で個人以上の團體に文化的天職を認めざる考へ方である。斯く考へ來れば道德感情論の同情論と國富論の私利的見地とが其國家論に於て調和されて居るといふ學者の主張には自分はどうしても贊同することが出來ない。其國富論も社會倫理學法理學と相並て別々な平面に立ち別々の見地より議論せられたもので、それ等が只個人の不可思議な心理狀態として考へられた不合理的な「同感」に依て結び付けられて居る、換言すれば合理的な各方面の議論が不合理的不可分の個人の判断に於て結合せられて居るものと思ふ。

以上スミスの倫理學法理學に就て其個別主義的考へ方が顯著であることを述べたが是と同一傾向が其經濟學理論の上にも表はれる。

吾々が國富論を讀むに當て最も苦しめられる事は分業とか労力とか價値とか貨幣とかいふ概念がスミスの所論の中から明白に捕捉せられない事である。是は勿論自分の読み様が惡るいからの事でもあらうが一つにはスミスが其説を出す制度なり特定物なりの本質に就て十分の説明を與へて居らぬ所から來ると思ふ。彼は定義を下す事が嫌いで直に其物の働きから説き出す、例へば貨幣、——吾々が貨幣とは何ぞやといふ問を起して國富論を繙く時、何所を漁ても貨幣の定義か見付からないので失望する。第一卷第四章には分業が行はるゝ爲の道具として即交換の仲介者としての貨幣が説かれて居る、次の章には價値の尺度としての貨幣の話がある、富の蓄積とての貨幣は第二卷の資本論で説かれる、其他重商主義の章では消極的に貨幣は唯一の富にあらずと教へられる、詰る所各所で其處の議論を進めるに必要なる範圍に於て貨幣の個々の職分を説くのみで、多くの學者がなす如くに先づ貨幣の本質を明かにし其上で之から各個の職分を導き出すといふ方法を取て居らぬ。從て吾々學徒がスミスの所謂貨幣とは何ぞやと考へて見ると丸で雲を擱む様で手の付け處がない、其所論には貨幣實體説の様な處もあれば貨幣名目説に似た處もある。惟ふに是は吾々が貨幣とは何ぞやといふ問題をスミスの所論から解かむとすることが抑無理な注文で彼は初めからそんな事は考へて居らぬ、前にいつた一面的觀察を進むるに當て其必要なる範圍に於て貨幣の個々の職分を論して行く傾向から來るのであらう。同様にビューハー教授 (Karl Bütcher) がスマスの分業論に對して加へた非難も其標的を外れて居る、スマスは其分業論をなすに當て其制度か労力を節約する機能を有することを説明すればそれで足りるので、起り得可きあらゆる場合を考へて之を類別する慾望をも

感せなければ又分業を定義する面倒も見ずに済まして居られる。蓋此等の類別乃至定義は經濟界の叙述描寫をする時、即或瞬間に於ける一國經濟の平面圖を作成せむとするとき若くは經濟發展の各階段に於ける狀況を記述する時に初めて必要となる事で、ズミスの如く單に機能のみを見て其本質の何たるを問はざる人には其必要がないのである。事實スミスが求めた所は個々の顯象を平面的に配列して其間の關係、割合、^{シノペトワ}均齊を求める經濟界の靜的狀況を記述せむとするにありすして經濟顯象が動く間の動的原則である。例へば其物價論に於て市場價格が自然價格を中心として需給の關係に依て上下するとか、一國經濟の隆盛になると衰微するに從て貨銀か如何に推移するとか乃至は貨銀の高下か利潤の動き方と如何なる關係にあるとか、要するに各經濟顯象の動的原則を求めたもので、現に其當時スミスが見た經濟狀況は之を度外視し、只其動く間の關係丈を見て行くのであるから其原則は事情の變化に係らず萬古不易のものと考へられ、時勢の變化に従て其原則が重要さを失ひ或は不必要な事として學者に忘られる事があるかも知れぬが、猶其原則は或範圍に於て適用せられ眞理たるを失はない筈のものである。是れスミスの學說が經濟事情の變化に係らず今日迄活きて居る一の原因である。又同様の傾向からスミスの求めた處は個々の獨立した諸原則（Principles）であつて、それ等の諸原則が更に唯一最高の原則に依て統一せられ是から導き出さる事を必要としない。貨銀論利潤論資本論各個に就て原則を求める等の原則を應用して或具體的問題を解決する事は不可分の個人の力に依るとする。此因習が今日迄傳はつて經濟原論は大抵 Principles of Economics と複數で呼ばれる。此傾向を極端まで遂行したのはリカルドで其原論の各章は其間別に著

しき關係なく、殆んど孤立的に別々の原則を取扱て居る。何れも英國一流の個別主義から生ずる結果と見る可きであらう。

斯の如くしてスミスの社會哲學の中に三つの獨立した體系成立し、倫理學は社會を内から見るもの法制學經濟學は是を外から見るもの、煩瑣哲學の用語を以てすれば前者は *Vita contemplativa* 後者は *Vita activa* に關係するもので兩々相俟て所謂體系なき體系をなすものである。

斯の如くスミスは三個の體系を作つたが彼には此等の體系は何れも一面的であるといふ自覺があるから此等の體系に於て求められた原理原則は直に吾々の行爲を拘束する權威を有せぬとする。此等の學問は只吾々が實際或行爲をなす時の參考たるに止つて各個人は其各方面の學問に依て知得した諸原則——一面的な原則、從て其間に矛盾衝突あるを免れない諸原則を統一して初めて安心して行動する事が出来る。然らば如何にして此等の體系此等の原則を統一する乎。スミスが種々なる觀點から一面的な觀察をなすに至つた所以は觀察せらるゝ具體的事物の本質を直觀し内からは是を理解する事が出來ぬとするからであつて、止むを得ず外から其物の周圍をぐる〳〵回つて色々な方面から觀察したのである。從て學問の平面に於ては是等の諸觀點を統一する方法があり様がない。止むを得ず是を吾々個人の不合理的な判断に任せる事にする。即吾々が或具體的事件に遭遇して之を如何に處理す可き手を決定する場合に、先づ社會倫理の方から見ればかうである經濟の方面から見ればかうであると各方面の事情を明にし、其上の判断は理窟なしに不可分の自己を盡して考へて見る、熟慮の結果目をつぶつて飛込む、

其判断が間違て居つたら自分で責任を負ふといふ立場で結局自己に對する信用の厚きを示すものである。しかもスミスには斯の如く己を盡して判断し誠意は從て行爲すれば必ず神意に合する結果を生ずる、神の見えざる手は善く盲目なる吾々を導いて呉れるといふ樂天的信仰があつて各個人の自己に對する信用を裏書きして居る。

斯の如き考へ方をするのであるから學問上の原理原則は全く吾々の道具であつて之を使用する個人は學問以上に立て居る。理智の力では到底吾々の行爲を支配する丈の權威ある規範が見出されぬとするのであるから、彼が經濟政策を論じて具體的事實の判断をなすに當ても其處に說いて居る原則に關係なしに他のあらゆる事情を參照して穩當な判断を下す事が出來る。自由貿易を主張し乍ら猶クロムウエルの航海條例を是認する事が出來る、自由經濟を讃美し乍ら利子制限を認める事も出来る、自由經濟の結局は利益なる可きを確信し乍ら之を急激に行ふ事の却て非常な弊害を伴ふ事を說き得る。否彼の主張する自由制度が實現せらるゝは果して何時の事であらうか殆んど夢想に近いといふ様な熱のない事すらいつて居られる。

要するにスミスの經濟學は彼の倫理法制學と相須つて初めて吾々の生活に役立つものであつて、單に經濟學丈を社會哲學體系全體から切り離して孤立せる學問とする事は、個別主義の精神が深く各個人の頭腦に染み込むで居る英國人には危険でないが、學問を過重し其教ふる所を以て絶対の眞理となし之に從て吾々の生活を律せむとする傾向を有する國民若くは個人に取ては甚だ危険な事で、若しそ其主張の證人としてスミスを引出す等の事あらばスミスは甚しい迷惑を感じるであらう。

以上吾々はスミスの性癖から並に其著述に表はれた思想からスミスの立場は個別主義名目論的であると推定し所謂體系なき體系を以てスミスの學問を特色づけたのであるが、猶殘る問題は以上の如く推定せられたスミスの思想が如何なる程度に於てスミス當時の英國思想を代表する乎といふ事である。此問題を解かむが爲に自分は「英國啓蒙時代の歴史的地位」を起稿し始め其前半を本誌前號に載せた、近い將來に於て其稿を續ける積りである。

(此論文は大正十二年六月五日慶應大學經濟學研究會主催アダムスミス誕生二百年記念講演會に於ける講演の草稿を基礎として多少の修正を加へたものである。)

三 浦 新 七